

## 中国四国カワウ広域協議会会則

### (名称)

第1条 本会は、中国四国カワウ広域協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、中国四国の地域（以下「地域」という）内におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とする。

### (構成員)

第3条 本会は、地域内において、第2条の目的の達成にかかる附則1に示す関係行政機関により構成される。

### (活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- ① 広域保護管理指針（以下「広域指針」という）の策定及び見直しに関すること
  - ② カワウの個体数のモニタリング結果等の情報収集、分析及び蓄積に関すること
  - ③ 広域指針に基づく活動の効果に係る科学的検証に関すること
  - ④ その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- なお、各構成員は各県を中心として、地域の状況を踏まえつつ、広域指針に則して第2条の目的を達成するための対策の実施を目指すこととする。

### (会合)

第5条 本会は、第4条の活動に係る構成員の合意形成を図るため、構成員による会合を毎年1～2回程度開催する。また、個々の構成員が認めた者のオブザーバー出席を妨げない。

### (経費)

第6条 本会の運営に必要な経費は構成員の負担による。なお、負担の詳細については、会合で定める。

### (専門委員会)

第7条 本会の活動に関し、専門的な助言や検討を依頼するため学識経験者による科学委員会等の専門委員会を置くことができる。

### (事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

附則1 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
農林水産省（水産庁増殖推進部、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、四国森林管理局）、環境省（中国四国地方環境事務所）

附則2 本会則は平成26年7月14日に策定された。なお、会則の変更は、会合の合意によっておこなう。

附則3 事務局は環境省内に置き、その会議運営にかかる経費は環境省が中心となって負担する。